

平成25年11月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第41255号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成25年9月17日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告後藤[]は、別紙「損害額等一覧」記載の各原告に対し、それぞれ同別紙「被告後藤[]」欄記載の金員及びこれに対する平成24年2月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告[]、原告[]及び原告[]の被告株式会社アイ・エス・テクノロジー、被告加藤[]及び被告鈴木[]に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告[]に生じた費用の50分の1と被告株式会社アイ・エス・テクノロジー、被告加藤[]及び被告鈴木[]に生じた費用の各10分の1を同原告の、原告[]に生じた費用の5分の1と被告株式会社アイ・エス・テクノロジー、被告加藤[]及び被告鈴木[]に生じた費用の各5分の4を同原告の、原告[]に生じた費用の10分の1と被告株式会社アイ・エス・テクノロジー、被告加藤[]及び被

告鈴木■に生じたその余の費用を同原告の各負担とし、上記原告らに生じたその余の費用、その余の原告らに生じた費用と被告後藤■に生じた費用を同被告の負担とする。

- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 被告後藤■に対する請求

主文と同旨（附帯請求の始期は訴状送達の日翌日である。）

2 被告株式会社アイ・エス・テクノロジー、被告加藤■及び被告鈴木■に対する請求

被告株式会社アイ・エス・テクノロジー、被告加藤■及び被告鈴木■は、別紙「損害額等一覧」記載の各原告に対し、同被告ら各自及び被告後藤■と連帯して同別紙「被告アイエステクノロジー、被告加藤、被告鈴木」欄記載の金員及びこれに対する被告株式会社アイ・エス・テクノロジー及び被告加藤■は平成24年1月22日、被告鈴木■は同月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え（附帯請求の始期は訴状送達の日翌日である。）。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、原告らから集めた資金を適正に運用する意図がないにもかかわらず、自動売買システムにより行われるFX取引（外国為替証拠金取引）に資金の運用を委託すれば恒常的に高い利益が得られるなどと勧誘を受けて、FX取引の投資金等の名目で金員を支払ったことから損害を被ったと主張し、これらの勧誘等に関わったとする被告後藤■（以下「被告後藤」という。）及び被告株式会社アイ・エス・テクノロジー（以下「被告アイエス」という。）

に対して共同不法行為責任に基づき、被告アイエスの役員である被告加藤■■■■及び被告鈴木■■■■（以下それぞれ「被告加藤」，「被告鈴木」という。）に対して会社法４２９条１項の責任に基づき、損害賠償を求める事案である。

第３ 当事者の主張

１ 請求原因

(1) 被告らに関わる商法について

ア 原告らが勧誘を受けたＦＸ取引の運用主体は「121 INTERNATIONAL INVESTMENT LIMITED」なる香港法人（以下「１２１ＩＮＴ」という。）であった。１２１ＩＮＴは関連会社とともに企業群（１２１グループ）を構成しており、日本国内に本店を有するグループ企業は、１２１ＢＡＮＫ株式会社（以下「１２１ＢＡＮＫ」という。）のほか、１２１証券株式会社（以下「１２１証券」という。），１２１ＦＸ株式会社（以下「１２１ＦＸ」という。）などが存在する。

イ １２１ＩＮＴは、代理店を通じて、１２１ＩＮＴが運用する自動売買システムを用いたＦＸ取引により、月３％程度の利益を恒常的に得られるなどと宣伝して出資者を募っており、代理店は、自己が勧誘した出資者らの預り金の数％程度から０．数％程度の金員を毎月コミッションフィーとして受け取ることができる仕組みとなっていた（このような１２１ＩＮＴが行っていた顧客勧誘の仕組みと顧客から預かった資金の運用を、以下「１２１商法」という。）。

ウ １２１ＩＮＴ及びその代理店らの説明によると、出資者らの預り金は、出資者らにより直接１２１ＢＡＮＫ等へ送金された後、「MFGlobal」（マンフィナンシャル）へ送金されて同社の元で管理され、運用は、１２１ＩＮＴが前記自動売買システムを用いて行うというものであった。しかし、遅くとも平成２２年７月には原告ら顧客は運用資金の出金ができなくなり、平成２２年６月２４日まで１２１証券の取締役（平成２０年７月１４日までは代表

取締役)であった林■(リン・■。以下「リン」という。なお、同人は、平成16年6月17日から平成17年7月11日までは121BANKの代表取締役でもあった。)は、「121関連ファンド 最高責任者」と称し、平成22年8月、121INTの香港の口座が凍結されたため出金ができなくなったこと、急きょ大規模な内部システムの移行を数箇月かけて行うこと、新システムへの移行期間中の配当と出金の受付を停止し、運用資金は全て債務者の口座に移動する旨発表した。

ところが、リンは、同年10月4日、中国広東省深圳(シンセン)に集まった代理店関係者らに対しては、「私は、MFGlobalで運用していると言っておりました運用資金ですが、実際は運用をしておりませんでした。事実を隠しておりまして大変申し訳ございません。ここで謝罪いたします。」との「誓約書及び謝罪書」を交付して資金の運用の事実がなかったことを明らかにした。また、リンは、同月7日、出資者らに対して、「121関連ファンドの返済遅延について」と題する書面により、「みなさまの運用資金を事業に流用し」と述べ、流用した資金を返済することができなくなったこと等を理由として、返済の遅延が発生し、「運用できなくなり、資金がなくなりました。」と公表した。

(2) 121商法の違法性

ア 架空取引

121INTが行うとしていたFX取引につき、自動売買システムによるFX取引の具体的な売買状況(その結果ではなく、個々のFX会社が作成して顧客に提出する委託者別取引勘定元帳等の取引履歴)を見た者はなく、その取引の首謀者とされるリン自身が適正な運用を行っていなかったことを公言し、海外に逃亡していること、顧客が返金を受けられないことに関する具体的な説明が全くされていないことからすれば、121INTのFX取引は、それ自体、金員奪取のために構築された全く架空の取引であったというほかはない。

イ 異常に高率なコミッションフィー

121INTの代理店らは、自らが勧誘又は下位代理店が勧誘した顧客の投資運用資金の数％を毎月継続的にコミッションフィーとして受領していた。仮に、全代理店を合計して毎月各顧客の投資運用資金の3％をコミッションフィーとして受領するシステムであるとするならば、1年間で投資運用資金の36％が各代理店に分配されることになる。しかし、121INTのFX取引において、運用利益から各代理店に対してコミッションフィーを支払うという仕組みについて、原告ら顧客は何らの説明を受けていないから、運用利益からコミッションフィーを差し引いて各代理店に支払うことはできない。したがって、各代理店に支払うべきコミッションフィーを、毎月FX取引とは関係なく調達しなければならないことになるが、このようなシステムが成り立つはずもない。

仮に、FX取引の運用利益からコミッションフィーを調達することになっていたとしても、年間、顧客から預かった投資運用資金の36％以上の運用利益をあげなければ、顧客に継続的に配当することができないのであるから、やはり、このようなシステムが破綻していることは明らかであり、原告ら顧客はこのような点について何らの説明を受けていない。

以上のとおり、121INTが行っていたFX取引は破綻が明らかなシステムに基づくものであって、このような仕組みによる121商法は原告ら顧客に対する詐欺商法である。

(3) 原告らの被害状況

ア 原告■■■■ (以下「原告■■■■」という。)

原告■■■■は、平成21年11月下旬頃、「ナイス藤本」なる者が開設した「メタボリック社長のFX」と題するインターネット上のブログ (<http://mrfx777.blog102.fc2.com>。以下「本件藤本ブログ」という。) を閲覧して121FX (「121FUND」とも記載されていた。) の存在を知った。

本件藤本ブログには、「インターバンクの中に運用のためのサーバーがある

ので、まず発注が早い・好条件で約定できる・大量に発注できる・いつでもいい条件で大量発注・決済できるなどの利点があります」,「私が説明を聞いた日本人スタッフのIさんはご自身も2008年8月から500万円で運用されておられて、実際にその月々の成績を画像を送っていただいたんでスが月に大体13万から18万くらいですたね〜 500万円の資金に対してですから、月利2.4パーセントから3.6パーセントでしょうか 日単位の負けは1〜4日ですたから負け続けることのない優秀なシステムのようにです」,「ま〜(年利)40パーセントとかにはなるんじゃないでしょうか」等と紹介されていた。原告■が本件藤本ブログに連絡先として記載されていたメールアドレスに連絡して資料請求すると、「ALサポート」と称する石乃宮■こと宋■(以下「宋」という。)から、121FUNDの運用実績が記載された資料等が送付されてきたが、それには、「資金管理は世界最大のマンフィナンシャル」等と記載されていた。

これを見た原告■は、121FXで運用すれば安定して高い運用益が得られると考えて取引を開始することとし、口座番号(A115237368)とパスワード(648843)の付与を受けるとともに、平成21年12月14日、投資金として400万円を宋から送金先として指定された121INT名義の銀行口座(金融機関名StandardChartered Bank(HK) Ltd QUEENSWAY PLAZA Branch, 口座番号317-1-051831-0, 口座名義121 INTERNATIONAL INVESTMENT LIMITED。以下「本件送金口座1」という。)宛て送金した。

イ 原告■(以下「原告■」という。)

原告■は、平成21年12月上旬頃、本件藤本ブログを閲覧して121FXの存在を知った。そして、本件藤本ブログに連絡先として記載されていたメールアドレスに連絡して資料請求の上、121FXで運用すれば安定して高い運用益が得られると考えて取引を開始することとし、口座番号とパスワード(口座番号A1152781823, パスワード704954。ミニ口座番号M1

152786922, パスワード911219)の付与を受けるとともに、同月9日、同月16日及び平成22年1月6日の3回にわたり、投資金として合計700万円を宋から送金先として指定された本件送金口座1宛てに送金した。

その後、原告■は、運用益等の名目で、取引口座から平成22年2月25日に103万4686円、同年3月26日に653万1696円を出金した後、次のとおり、投資金として合計580万4000円を宋から送金先として指定された銀行口座に送金した。すなわち、同年4月1日、10万2000円を三菱東京UFJ銀行長原支店の被告アイエス名義の普通預金口座(口座番号0027134。以下「本件送金口座2」という。)宛てに送金し、同年4月1日から同年5月14日までの3回にわたり、合計570万2000円を三井住友銀行新宿西口支店の121BANK名義の普通預金口座(口座番号9137353。以下「本件送金口座3」という。)宛てに送金した。

ウ 原告■(以下「原告■」という。)

原告■は、平成21年12月頃、本件藤本ブログを閲覧して121FXの存在を知った。そして、本件藤本ブログに連絡先として記載されていたメールアドレスに連絡して資料請求の上、121FXで運用すれば安定して高い運用益が得られると考えて取引を開始することとし、口座番号(口座番号A1152999333)とパスワード(941815)の付与を受けるとともに、次のとおり、投資金として合計400万2000円を宋から送金先として指定された口座に送金した。すなわち、平成22年1月6日に200万円を本件送金口座1宛てに送金し、同年3月3日に100万2000円を本件送金口座2宛てに送金し、同年4月22日に100万円を本件送金口座3宛てに送金した。

エ 原告■(以下「原告■」という。)

(ア) 原告■は、平成21年12月頃、池田■(以下「池田」という。)が開設した「121FXで堅実資産運用」と題するインターネット上のブログ

(以下「本件池田ブログ」という。)を閲覧して121FX(「121FUND」とも記載されていた。)の存在を知った。原告[]が本件池田ブログに連絡先として記載されていたメールアドレスに連絡して資料請求すると、池田から、121FUNDの運用実績が記載された資料等が送付されてきた。これを見た原告[]は、121FXで運用すれば安定して高い運用益が得られると考えて取引を開始することとし、口座番号(A1241772480)とパスワード(248115)の付与を受けるとともに、投資金として、平成22年1月12日に101万円を、同月26日に400万円を池田から送金先として指定された本件送金口座1宛て送金した。

(イ) 原告[]は、本件池田ブログ等で投資金の増額には限度があるとの情報に接したことから、他の代理店を通じて121FXでの投資を行おうと考え、「FX自動売買で資産形成 by 京山」と題するインターネット上のブログ(<http://sagaarashi777.blog22.fc2.com/>)に連絡先として記載されていたメールアドレスに連絡して投資を申し込んで、宋から口座番号(A1241822682)及びパスワード(268286)の付与を受けるとともに、次のとおり、投資金として合計501万2000円を宋から送金先として指定された口座に送金した。すなわち、平成22年1月19日に101万円を本件送金口座1宛てに送金し、同年3月1日に400万2000円を本件送金口座3宛てに送金した。

オ 原告[] (以下「原告[]」という。)

(ア) 原告[]は、平成22年1月頃、本件池田ブログを閲覧して121FXの存在を知った。原告[]が本件池田ブログに連絡先として記載されていたメールアドレスに連絡して資料請求の上、121FXで運用すれば安定して高い運用益が得られると考えて取引を開始することとし、口座番号(A1241866651)とパスワード(665178)の付与を受けるとともに、次のとおり、投資金として合計601万円を池田から送金先として指定された口座

に送金した。すなわち、平成22年1月21日に301万円を本件送金口座1宛てに送金し、同年3月1日に300万円を本件送金口座3宛てに送金した。

(イ) その後、原告■は、池田から運用率の異なる新しい取引口座ができたなどと言われたことから、同口座で取引をすることとし、平成22年4月5日、投資金として100万円を池田から指定された三菱東京UFJ銀行西新宿支店の121BANK名義の普通預金口座(口座番号5565999。以下「本件送金口座4」という。)宛てに送金した。

カ 原告■(以下「原告■」という。)

(ア) 原告■は、平成21年9月から同年10月頃、本件池田ブログを閲覧して121FXの存在を知った。原告■が本件池田ブログに連絡先として記載されていたメールアドレスに連絡して資料請求の上、121FXで運用すれば安定して高い運用益が得られると考えて取引を開始することとし、口座番号(A1151751334)とパスワード(268694)の付与を受けるとともに、次のとおり、投資金として合計720万円を池田から送金先として指定された口座に送金した。すなわち、平成21年11月12日に620万円をHSBC銀行の121INT名義の口座(口座番号640-009528-838。以下「本件送金口座5」という。)宛てに送金し、平成22年7月8日に100万円をHSBC銀行の「CAPITAL BEST INTERNATIONAL LIMITED」名義の口座(口座番号411-784770-838)宛てに送金した。

(イ) また、原告■は、池田から勧誘されていた別の投資取引の資金として、平成21年12月16日に500万円、平成22年3月11日に46万円をそれぞれ取引口座から出金していたところ、池田から「TG口座は、ALとロジックが少し違うので、パフォーマンスが良い。」、「TGの方がおすすめ。口座を開設しさえすれば、パフォーマンスを眺めることができるから、TG口座の開設だけはしておいたらどうか。」などと勧誘されたことから取引を開始することとし、同年5月11日、池田から口座番号(T1243823789)

とパスワード(379017)の付与を受けるとともに、同年3月26日、投資金として1万円を池田から指定された本件送金口座4宛てに送金した。

キ 原告[](以下「原告[]」という。)

(7) 原告[]は、平成22年2月中旬頃、121FXの存在を知り、本件池田ブログを閲覧し、同ブログに「毎月3パーセントの配当」、「マイナス月はない」、「マンフィナンシャルグループが信託保全をする」などの情報が記載されていたことから、121FXで運用すれば安定して高い運用益が得られると考えてミニ口座において取引を開始することとし、「MTストーン」と称する宋に対して口座開設を申し込んで、口座番号(M1242901271)とパスワード(127118)の付与を受けるとともに、同月24日、投資金として11万円を宋から送金先として指定された本件送金口座2宛てに送金した。

(イ) その後、原告[]は、インターネット上では「TG」なる取引の方が利益率が良いとの情報に接したことから、121FXに追加投資することとし、「TG」の申込先とされていたメールアドレスに連絡して口座開設を申し込み、平成22年3月10日、口座番号(T1243808994)とパスワード(899510)の付与を受けるとともに、投資金として90万円を送金先として指定された本件送金口座4宛てに送金した。

ク 原告[](以下「原告[]」という。)

(7) 原告[]は、平成21年11月頃、兄から「月に3パーセントから3.5パーセントの利益がFXの自動売買ソフトによって得られる。」などと勧誘されるなどしたこと、121FXで運用すれば安定して高い運用益が得られると考えて取引を開始することとし、宋から口座番号(A1150978256)及びパスワード(351167)の付与を受けるとともに、送金先として指定された本件送金口座5宛てに、同月5日に103万円、同月16日に100万円をそれぞれ送金した。

(イ) その後、原告■■■は、兄から「入金する際の手数料がかからないので、T G口座を新たに開設しないか。」などと勧誘されたことから、1 2 1 F Xに追加投資することとして口座開設を申し込み、口座番号(T 1 2 4 3 8 0 7 2 3 6)とパスワード(7 2 3 7 4 7)の付与を受けるとともに、平成22年4月22日、投資金として1万2000円を送金先として兄から指定された本件送金口座4宛てに送金した。

(4) 被告らの責任

ア 被告後藤の責任

被告後藤は、自動売買ソフトによるF X取引を行えば毎月3%の利益を恒常的にあげることができるなどとけん伝する1 2 1 商法が詐欺商法であることを認識し、あるいは容易に認識し得たにもかかわらず、1 2 1 商法の首謀者であるリンと最も近い関係に位置して、顧客らの預かり資金から不合理に高率のコミッションフィーを取得する上位下位の各代理店らの勧誘活動によって当該1 2 1 商法が伝ばしていくことを認識しながら、コミッションフィーを得ることを目的として1 2 1 商法の代理店となることを希望する者らをリンに紹介するなどして詐欺商法である1 2 1 商法の伝ばに大きく関与した者であるから、1 2 1 商法によって生じた被害につき、共同不法行為者として損害賠償責任を負う。

イ 被告アイエス、被告加藤及び被告鈴木の責任

被告アイエスは、JIP Limitedとの間の業務委託契約に基づき、本件送金口座2に振り込まれた金銭を、本件送金口座4など1 2 1 B A N K名義の口座のほか、1 2 1 F X名義の口座に送金していた。

被告アイエスの代表者である被告加藤は、1 2 1 商法の首謀者であるリンとF Xシステム等に関連した取引を介して緊密な関係を有していた者であるから、本件送金口座2が違法な1 2 1 商法のために使用されることを当然に認識していたというべきである。

仮にそのような認識がないとしても、被告アイエスには、次のような調査確認義務があり、これを尽くしていれば、本件送金口座2が違法な121商法のために使用されることを当然に認識し得たはずであるから、少なくとも過失がある。

すなわち、被告アイエスが行っていた取引は、顧客から依頼を受けて、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動するいわゆる「為替取引」に該当するものであり、平成22年1月ないし同年3月当時、為替取引は銀行以外が行うことは禁止されていた(銀行法4条1項)。そして、犯罪を行おうとする者が、他人名義の口座を利用して、犯罪に対する責任追及を困難にしていることは周知の事実であるところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)において、銀行以外の事業者が為替取引(ただし、1回当たりの送金額が100万円以下のものに限る。)を業として行う資金移転業者を同法による規制対象に含め、資金移転業者に対して厳格な本人確認義務を課している趣旨に照らせば、被告アイエスは、外国法人であるJIP Limitedから資金移転業務を受託するに当たり、送金の目的や資金の名目、被告アイエスが資金を送金することによって行い、あるいは仲介しようとする取引の概要やその危険性等について十分な調査確認をする義務があるのみならず、個々の資金移転業務を行うに当たっても、送金する顧客から個別の引受け内容が事前に調査確認した内容に応じてそれと合致しているかどうかについて調査確認する義務があるというべきである。

しかしながら、被告アイエスは、客観的な資料に基づいてJIP Limitedが実在する法人かどうか確認したわけではなく、JIP Limitedから受託したという資金移転業務も、顧客がJIP Limitedへ直接海外送金する手間や費用を省略するという目的に照らすと、なぜ、顧客から送金された金銭をJIP Limitedではなく、国内の121BANK名義や121FX名義の口座などに送金しなければならないのか不自然な点があるにもかかわらず、被告アイエスは、その点に

ついてJIP Limitedの関係者に確認していない。そもそも、121FXは、被告アイエスがJIP Limitedから受託した業務に何の関わりもない会社であり、かえって、その「FX」という名称からは、送金した金銭がFX取引等に使用されることが想像されるのであって、被告アイエスは、送金先が受託業務といかなる関係に立つものなのかを調査確認しておく必要があるというべきである。

また、被告アイエスの主張によれば、本件送金口座2に送金される金銭は、代金前払式のクレジットカードに対する前払代金であるところ、本件送金口座2に送金した原告■■ 原告■■ 及び原告■■ は、そのようなクレジットカードを申し込んだことがなく、本件送金口座2に送金したのは前払代金でもない。したがって、被告アイエスが、本件送金口座2に送金された金銭が、被告アイエスが受託したというクレジットカードの前払代金なのか否か調査することを怠っていたことは明らかである。

以上のとおり、被告アイエスは、JIP Limitedから資金移転業務を受託するに当たり、送金の目的や資金の名目、被告アイエスが資金を送金することによって行い、あるいは仲介しようとする取引の概要やその危険性等について十分な調査確認をする義務、個々の資金移転業務を行うに当たって、送金する顧客から個別の引受け内容が事前に調査確認した内容に応じてそれと合致しているかどうかについて調査確認する義務のいずれも怠り、違法な121商法による投資金の送金を可能にさせたものであって、121商法に係る他の関与者とともに、共同不法行為者として損害賠償責任を負うというべきである。

そして、被告加藤は、被告アイエスの代表取締役として、被告アイエスが上記のような違法行為を行わないよう業務執行すべき義務を被告アイエスに負い、被告鈴木は、被告アイエスの取締役として、代表取締役である被告加藤の業務執行を監視監督し、違法な業務執行を是正すべき義務を被告アイエスに負っていたところ、被告加藤及び被告鈴木は、上記義務を怠り、故意又は重過失

があったので、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(5) 原告らの損害

原告らが、121商法によって被った損害は、各原告らに係る別紙「出入金一覧表」記載のとおりであり、また、本件と相当因果関係のある弁護士費用は、別紙「損害額等一覧」の「弁護士費用（1割）」欄記載のとおりである（損害の合計は、同別紙の「損害合計額」欄記載のとおり。）。

(6) まとめ

よって、①原告らは、被告後藤に対し、別紙「損害額等一覧」の「被告後藤」欄記載の金額及びこれに対する原告ら請求に係る訴状送達日（平成24年2月2日）の翌日から支払済みまで民法所定の5分の割合による遅延損害金（ただし、原告■、原告■及び原告■については、下記②の金員の限度で、被告アイエス、被告加藤及び被告鈴木と連帯して）、②原告■、原告■及び原告■は、被告アイエス、被告加藤及び被告鈴木に対し、各自かつ被告後藤と連帯して、同別紙の「被告アイエステクノロジー、被告加藤、被告鈴木」欄記載の金額及びこれに対する同原告ら請求に係る訴状送達日（被告アイエス及び被告加藤につき同年1月21日、被告鈴木につき同月25日）の翌日から支払済みまで前同旨の遅延損害金の各支払を求める。

2 請求原因に対する認否及び反論

（被告後藤）

(1) 請求原因(1)のうち、リンが、平成22年8月に121INTの香港の口座が凍結されたため出金ができなくなったことを公表したこと、同年10月に顧客らから預かった資金を事業に流用したと公表したことは認め、その余は知らない。

(2) 請求原因(2)のうち、121商法が架空取引であることは認め、その違法性は争わない。

(3) 請求原因(3)は知らない。

(4) 請求原因(4) (ア 被告後藤の責任) について

否認ないし争う。

被告後藤は、勤務していた会社がF X取引の自動売買システムのソフトの販売委託を受けた際、同システムを接続することができる証券会社の紹介依頼があったため、121証券ほか数社を紹介した。その後、紹介した証券会社とシステム接続のための打合せを行ったのであるが、その過程において、121証券の代表取締役であったリンと初めて知り合った。したがって、リンがF X取引に係るファンドを運用していたことは知っていたが、適正に運用されているものと信じており、違法なものであるとの認識はなかった。被告後藤は、コミッションフィーなるものを受領したことはないし、代理店を勧誘したこともなく、121商法の代理店とは無関係である。

したがって、被告後藤は、121商法とは無関係であり、同商法についての関係者との共同不法行為者となるものではなく、原告らが121商法によって損害を被ったとしても、それを賠償する責任を負わない。

(5) 請求原因(5)について

争う。

(被告アイエス、被告加藤及び被告鈴木)

(1) 請求原因(1)のうち、121BANK及び121証券が日本国内に本店を有する会社であることは認め、その余は知らない。

(2) 請求原因(2)は知らない。

(3) 被告アイエス及び被告加藤は、請求原因(3)のうち、①平成22年4月1日、「A1152781823」なる者が本件送金口座2に10万2000円を送金したこと、②同年3月3日、「A1152999333」なる者が本件送金口座2に100万2000円を送金したこと、③同年2月2日、「M1242901271」なる者が本件送金口座2に11万円を送金したことは認め、その余は知らない。被告鈴木は、請求原因(3)は知らない。

(4) 請求原因(4) (イ 被告アイエス、被告加藤及び被告鈴木の責任) について

被告アイエスが平成21年9月1日付けでJIP Limitedとの間で業務委託契約を締結したことは認め、その余は否認ないし争う。

被告アイエスがJIP Limitedから受託したのは、代金前払式のクレジットカードの発行及びカードの郵送等を行う発行関連業務と、顧客がクレジットカード会社に支払う前払代金の送金手数料を軽減するため、顧客が支払う前払代金の収納を代行して、これを指定口座に送金する業務であった。被告アイエスがJIP Limitedとの間で業務委託契約を締結した当時、収納代行業務における調査確認義務の内容は、犯罪収益移転防止法で規定されておらず、収納代行業務は一般社会において浸透しており、その利用者(債務者)は、収納代行業者を債権者に対する支払の受領者として利用する程度の認識しかなく、収納代行業者が債権者との間で当該債権の名目や取引の概要について調査していると期待する事情もなかった。したがって、被告アイエスは、原告らが主張するような調査確認義務なるものをそもそも負担してない。

仮に、そのような義務を負担しているとしても、被告アイエスは、JIP Limitedから、代金前払式のクレジットカード発行事業の具体的内容、カード利用者がカードを利用できるようになるまでの手続の流れ、同カード発行業務において収納代行業者が行う業務内容を確認している。さらに、代金前払式クレジットカードの発送業務や収納代行業務はいずれも問題なく履行されており、クレジットカードの発送先やJIP Limitedから何らのクレームが出ることもなかった。

したがって、被告アイエスに調査確認義務違反はなく、被告アイエスは、121商法に係る他の関係者との共同不法行為責任を負わず、被告加藤や被告鈴木が会社法429条1項に基づく責任を負うこともない。

また、被告加藤や被告鈴木は、本件送金口座2に送金された金銭が違法な1

2 1 商法に基づくものであることを到底知ることができなかったのであり、職務を行うことについて悪意や重大な過失はなかった。

第4 当裁判所の判断

1 請求原因(1)ないし(3)について

証拠(甲A1～5, 13, 14, 甲Bア～ク(いずれも枝番を含む。))及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(1), (3)を認めることができる。そして、これらの事実によれば、121INTによる投資運用資金の運用は、当初から実体がなかったか、あるいはあったとしても、早晚破綻する可能性が高かったものといえ、リンや代理店の立場にあった者らが、月3%程度の利益が継続的に得られるなどと言って、直接又は間接に原告らを勧誘した行為は違法であると認められ、請求原因(2)も認められる。

2 請求原因(4)について

(1) 被告後藤の責任について

ア 証拠(甲A13, 15, 17～20)及び弁論の全趣旨によれば、①被告後藤は、山本■■■■, 牧野■■■■及び前田■■■■(以下、それぞれ「山本」, 「牧野」, 「前田」という。)をそれぞれリンに紹介し、後に山本や牧野は121商法の代理店となり、前田は株式会社121BANK東京支社の代表取締役就任したこと、②谷本■■■■(以下「谷本」という。)は、牧野からリンの紹介を受け、平成21年8月頃に121商法の代理店となったが、リンの紹介を受けたその場には、被告後藤が同席しており、谷本は、121商法の運用実績等についての情報を、牧野からではなく、被告後藤から得ていたこと、③柏田■■■■(以下「柏田」という。)及び床嶋■■■■(以下「床嶋」という。)は、谷本から勧誘を受けて121商法の代理店となったものであるところ、柏田や床嶋は、121商法の代理店となるに当たり、谷本からリンの紹介を受け、リンと面会したが、その場には被告後藤が同席していたこともあったこと、④平成22年6月頃から121商法による配当が停止したことから、被告後藤は山本か

ら相談を受けるようになり、平成22年10月4日、リンが中国の深圳に集まった代理店関係者らに対して、121商法により顧客から預かった投資金の運用がなかったことを公表して謝罪した際、被告後藤も、山本とともに中国に同行し、リンに対して代理店関係者等に説明することを働き掛け、その謝罪の場に同席していたことが認められる。

イ 上記認定のとおり、被告後藤は、後に121商法の代理店となる人物を複数名、121商法の首謀者であるリンに紹介している上、被告後藤が紹介して代理店となった者から更に勧誘を受けた者、更にその者から勧誘を受けた者が、121商法の代理店となるに当たってリンと面会する場に同席するなどしており、これらのことから、被告後藤は、121商法の代理店系列の成立につき何らかの関係を有していることが推認される。そして、谷本にあっては、自己の上位代理店に当たる牧野ではなく、被告後藤から121商法に係る情報を得ていたというのであるから、被告後藤は、121商法の運営等に関して相当の情報を有していたと認められるとともに、わざわざ中国深圳にまで赴いて121商法の首謀者であるリンに働き掛けて謝罪させるなど、リンに対する影響力も相当に強く、そのような被告後藤の行動は、単に知人をリンに紹介して迷惑を掛けたという動機だけでは説明することが困難であり、被告後藤が121商法に対して相当の責任を負担していたことを前提としなければ考えられないことも併せ考えると、被告後藤は、121商法の運営や拡大に関する意思決定に対して、リンと同等あるいはそれに次ぐ影響力を有していたことを推認することができ、121商法によって発生した被害全般につき、リンとともに共同不法行為者として損害賠償責任を負う。

被告後藤は、121商法とは無関係である旨を主張するが、上記認定事実
に照らすと同主張を採用することはできない

(2) 被告アイエス、被告加藤及び被告鈴木の責任

ア 証拠（甲A24（乙8と同一）、29、乙1～3、6、7）及び弁論の全趣旨によれば、①被告加藤は、平成20年11月21日、被告加藤の妻が被告加藤の知人から「有限会社コム」なる商号の特例有限会社の株式全部を譲り受けた際、同社の代表取締役役に就任したこと（併せて、同社の商号は「株式会社アイ・エス・テクノロジー」と変更された。）、②被告鈴木は、平成20年11月21日に被告アイエスの取締役役に就任したこと、③被告加藤は、被告アイエスの代表取締役役に就任する前にリンと面識を得ており、リンから121証券がFX取引に用いているシステムが置かれているサーバーの管理などを委託されたことがあったこと、④被告加藤は、平成21年8月頃、リンから代金前払式のクレジットカードの発行代行事務や前払代金の収納代行事務等を依頼され、同年9月1日、被告アイエスは、外国法人であるJIP Limitedとの間で、業務委託契約（乙3）を締結し、本件送金口座2を開設したこと、⑤被告アイエスは、本件送金口座2に入金された金額から約定の報酬額を控除した残金額を、JIP Limitedから指定された送金先である121FX名義又は121BANK名義（本件送金口座4）の預金口座に送金していたこと、⑥このようにして、本件送金口座2に送金されたものの中には、請求原因(3)のイ、ウ、キの原告■■原告■■及び原告■■からの本件送金口座2への送金も含まれていたことが認められる。

イ 被告アイエスが行っていたとする上記の代金前払式のクレジットカードの前払代金収納代行事務等は、一般的に想定し得る事務であるということが出来るものであり、被告アイエスがリンからの申入れに応じてJIP Limitedと業務委託契約を締結したことにつき、契約内容を疑うべきような特段不自然なところがあるということとはできない。他方、原告■■原告■■及び原告■■は、被告加藤が本件送金口座2が121商法に利用されることを認識していたと主張するが、本件全証拠をもってこれを認めるに足りない。

また、原告らは、被告アイエスがJIP Limitedから資金移転業務を受託する

に当たり、送金の目的や資金の名目、被告アイエスが資金を送金することによって行い、あるいは仲介しようとする取引の概要やその危険性等について十分な調査確認をする義務があるのみならず、個々の資金移転業務を行うに当たっても、送金する顧客から個別の引受け内容が事前に調査確認した内容に応じてそれと合致しているかどうかについて調査確認する義務があるとし、その調査確認義務を尽くしていれば、本件送金口座2が121商法に使用されることを認識し得たはずであるなどと主張する。しかしながら、上記のとおり、リンから申入れがあり、JIP Limitedとの間で締結した業務委託契約の内容に特段不自然なところがあったものである上に、他人間の資金の移転について、自己名義の口座を提供する場合、提供した口座が犯罪等の違法行為に用いられる危険性があるとしても抽象的なものであって、そのような抽象的な危険性を漠然と認識し得たとしても、そのような危険性を排除するための具体的措置を講ずべき義務が生じるとまでいうことはできない。

原告らが援用する犯罪収益移転防止法は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長し、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えることや、犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることにかんがみて、犯罪による収益の移転を防止するという見地から、一定の事業者に対して、本人確認等の措置を講ずることを求めたものであって、犯罪被害発生の防止を徹底するため、口座提供者が感じる抽象的な危険性に対する漠然とした不安感を除去するための具体的措置を講ずべき私法上の義務を課したものとまでは認められない。したがって、資金移転の当事者、原因、方法、内容等に何らかの不審な点があり、提供に係る口座が犯罪等の違法行為に使用されることがある程度具体的に認識、予見される場合に初めて上記各点について調査確認すべき義務が生じるといふべきであるところ、本件においては、上記調査義務の発生を基礎付けるに足りる状況にあるとは認められない。

この点について、原告らは、被告アイエスが受託した資金移転業務は、顧客がクレジットカード会社に支払う前払代金の海外への送金手数料を軽減する趣旨等に照らして、本件送金口座2に送金された金銭を本件送金口座4など他の国内の口座に送金するのは不自然であると主張するが、被告アイエスが本件送金口座2に送金された金銭を他の口座に送金したとしても、顧客の送金に対する負担が増えるわけではなく、顧客の負担軽減という点は生かされており、他方、被告アイエスの主張によれば、そのような送金をするのは、JIP Limitedの指示によるものであるところ、たとえ被告アイエスが更に国内の銀行口座にまとめて送金するものであったとしても、被告アイエスの業務もクレジットカードの発行代行事務や前払代金収納代行として意味を有するものといえることができることからすると、原告らが主張するような事実をもって、直ちに被告アイエスにおいて、JIP Limitedとの業務委託契約とそれに基づく業務について不自然なものであったといえるものではなく、調査確認義務が生じるともいえない。

さらに、原告らは、いずれもクレジットカードを申し込んだことはなく、本件送金口座2に送金された金銭がクレジットカードの前払代金でなかったものであるから、被告アイエスはその点について調査する義務を怠ったと主張する。しかしながら、上記アの認定事実によれば、被告アイエスは、本件送金口座2をクレジットカードの前払代金の入金口座として開設したものであるから、入金された金銭につき、クレジットカード利用者からの前払代金であると考えたことに不自然な点はなく、更に受託したクレジットカードの前払代金か否かについて調査しなかったことをもって義務違反があるとする 것도できない。

以上によれば、被告アイエスは、本件送金口座2が121商法に利用されることについて予見することはできなかったというべきであるから、121商法によって原告■■■、原告■■■及び原告■■■が被った損害につき、共同不法行為に基づく損害賠償責任を負わない。

3 請求原因(5)について

上記認定説示によれば,原告らが121商法によって被った損害及び本件と相当因果関係のある弁護士費用の額は,請求原因(5)のとおりであると認められる。

4 結論

以上の次第であるから,原告らの被告後藤に対する請求はいずれも理由があり,原告■■,原告■■及び原告■■の被告アイエス,被告加藤及び被告鈴木に対する請求はいずれも理由がない。

東京地方裁判所民事第49部

裁判長裁判官 本 多 知 成

裁判官 秋 元 健 一

裁判官 伊 藤 渉

(別紙)

当事者目録

原	告			
原	告			
原	告			
原	告			
原	告			
原	告			
原	告			
原	告			
原	告			
原	告			
上記 8 名訴訟代理人弁護士	荒	井	哲	朗
同	島		幸	明
同	太	田	賢	志
同	五	反	章	裕
同訴訟復代理人弁護士	浅	井	淳	子

同

見

次

友

浩

[REDACTED]

被

告

後

藤

[REDACTED]

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

中

川

潤

[REDACTED]

被

告

株式会社アイ・エス・テクノロジー

同 代 表 者 代 表 取 締 役

加

藤

[REDACTED]

[REDACTED]

被

告

加

藤

[REDACTED]

[REDACTED]

被

告

鈴

木

[REDACTED]

上記 3 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

高

井

陽 子

以 上

出入金一覧表

原告番号
氏名

1

入金(支払)額合計4,000,000円
＝ 損害額4,000,000円

-返金額合計0円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目	送金先
H21.12.14	4,000,000		FX証拠金	121International Investment Limited(SCB)
合 計	4,000,000円	0円		

出入金一覧表

原告番号

2

氏名

入金(支払)額合計12,804,000円	-返金額合計7,566,382円
= 損害額5,237,618円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目	送金先
H21.12.9	1,000,000		FX証拠金	121International Investment Limited(SCB)
H21.12.16	5,000,000		FX証拠金	121International Investment Limited(SCB)
H22.1.6	1,000,000		FX証拠金	121International Investment Limited(SCB)
H22.2.25		1,034,686	FX証拠金+配当金	
H22.3.26		6,531,696	FX証拠金+配当金	
H22.4.1	102,000		FX証拠金	被告アイエステクノロジー
H22.4.8	402,000		FX証拠金	被告121BANK(三井住友)
H22.4.15	3,800,000		FX証拠金	被告121BANK(三井住友)
H22.5.14	1,500,000		FX証拠金	被告121BANK(三井住友)
合 計	12,804,000円	7,566,382円		

出入金一覧表

原告番号

3

氏名

入金(支払)額合計4,002,000円	-返金額合計0円
= 損害額4,002,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目	送金先
H22.1.6	2,000,000		FX証拠金	121International Investment Limited(SCB)
H22.3.3	1,002,000		FX証拠金	被告アイエステクノロジー
H22.4.22	1,000,000		FX証拠金	被告121BANK(三井住友)
合 計	4,002,000円	0円		

出入金一覧表

原告番号

4

氏名

入金(支払)額合計10,022,000円	返金額合計0円
= 損害額10,022,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目	送金先
H22.1.12	1,010,000		FX証拠金	121International Investment Limited(SCB)
H22.1.19	1,010,000		FX証拠金	121International Investment Limited(SCB)
H22.1.26	4,000,000		FX証拠金	121International Investment Limited(SCB)
H22.3.1	4,002,000		FX証拠金	被告121BANK(三井住友)
合計	10,022,000円	0円		

出入金一覧表

原告番号

5

氏名

入金(支払)額合計7,010,000円	-返金額合計324,265円
= 損害額6,685,735円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目	送金先
H22.1.21	3,010,000		FX証拠金	121International Investment Limited(SCB)
H22.3.1	3,000,000		FX証拠金	被告121BANK(三井住友)
H22.4.5	1,000,000		FX証拠金	被告121BANK(三菱東京UFJ)
H22.5.17		324,265	FX証拠金+配当金	
合 計	7,010,000円	324,265円		

出入金一覧表

原告番号

6

氏名

入金(支払)額合計7,210,000円	-返金額合計5,460,000円
= 損害額1,750,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目	送金先
H21.11.12	6,200,000		FX証拠金	121International Investment Limited(HSBC)
H21.12.16		5,000,000	FX証拠金+配当金	
H22.3.11		460,000	FX証拠金+配当金	
H22.3.26	10,000		FX証拠金	被告121BANK(三菱東京UFJ)
H22.7.8	1,000,000		FX証拠金	CAPITAL BEST INT'L LTD(HSBC)
合 計	7,210,000円	5,460,000円		

出入金一覧表

原告番号

7

氏名

入金(支払)額合計1,010,000円	返金額合計0円
= 損害額1,010,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目	送金先
H22.2.24	110,000		FX証拠金	被告アイエステクノロジー
H22.3.10	900,000		FX証拠金	被告121BANK(三菱東京UFJ)
合 計	1,010,000円	0円		

出入金一覧表

原告番号

8

氏名

入金(支払)額合計2,042,000円	-返金額合計1,384,262円
= 損害額657,738円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目	送金先
H21.11.5	1,030,000		FX証拠金	121International Investment Limited(HSBC)
H21.11.16	1,000,000		FX証拠金	121International Investment Limited(SCB)
H2.4.22	12,000		FX証拠金	被告121BANK(三菱東京UFJ)
H22.7.21		1,384,262	FX証拠金+配当金	
合 計	2,042,000円	1,384,262円		

原告 番号	原告氏名	被害金額	弁護士費用(1割)	損害合計額	送金先	送金額	被告後藤	被告アイエステクノロジー、被告加藤、被告鈴木
1		¥4,000,000	¥400,000	¥4,400,000	121International Investment Limited	¥4,000,000	¥4,400,000	
2		¥5,237,618	¥523,761	¥5,761,379	121International Investment Limited	¥7,000,000	¥5,761,379	
					株式会社アイエステクノロジー	¥102,000		¥101,251
					121BANK株式会社	¥5,702,000		
3		¥4,002,000	¥400,200	¥4,402,200	121International Investment Limited	¥2,000,000	¥4,402,200	
					株式会社アイエステクノロジー	¥1,002,000		¥1,102,200
					121BANK株式会社	¥1,000,000		
4		¥10,022,000	¥1,002,200	¥11,024,200	121International Investment Limited	¥6,020,000	¥11,024,200	
					121BANK株式会社	¥4,002,000		
5		¥6,685,735	¥668,573	¥7,354,308	121International Investment Limited	¥3,010,000	¥7,354,308	
					121BANK株式会社	¥4,000,000		
6		¥1,750,000	¥175,000	¥1,925,000	121International Investment Limited	¥6,200,000	¥1,925,000	
					CAPITAL BEST INTERNATIONAL LIMITED	¥1,000,000		
					121BANK株式会社	¥10,000		
7		¥1,010,000	¥101,000	¥1,111,000	株式会社アイエステクノロジー	¥110,000	¥1,111,000	¥121,000
					121BANK株式会社	¥900,000		
8		¥657,738	¥65,773	¥723,511	121 International Investment Limited	¥2,030,000	¥723,511	
					121BANK株式会社	¥12,000		
合計欄		¥33,365,091	¥3,336,507	¥36,701,598			¥36,701,598	¥1,324,451

これは正本である。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日

東 京 地 方 裁 判 所 民 事 第 4 9 部

裁判所書記官 高 倉 正 憲

